



大阪労働局発表
平成24年1月16日

担当
課

大阪労働局労働基準部安全課
電話 06-6949-6496

「死亡災害防止緊急対策」の実施結果について

1 大阪労働局（局長 西岸正人）では、平成23年11月15日から12月末まで実施した「死亡災害防止緊急対策」の結果を取りまとめた。

*この緊急対策は、大阪府下の死亡災害が平成23年9月から急増し、10月31日時点で46人（前年同期比+5人、12.2%増）に達し、年間の死亡者数が平成22年を超える事態が懸念されたことから、実施したものである。

緊急対策では、大阪府下のすべての労働基準監督署において製造業及び建設業への集中的な立ち入りによる監督指導、パトロール等を実施するとともに、集団指導等により災害防止を呼びかけた。

2 平成23年の死亡災害は54人と、前年同期比-5人、8.5%減となった。（平成24年1月10日現在・速報値）

1 「死亡災害防止緊急対策」に対する取組状況
別紙のとおり

2 災害発生状況

本取組を開始時の死亡災害統計値（平成23年11月10日現在）と同年12月31日現在の死亡災害発生状況（平成24年1月10日速報値）を比較したところ

(1) 全産業における死亡者数は、47人（前年同期比+5人）から54人（前年同期比-5人）となり、この間7人増加したが、一昨年この間の増加が17人であったことから、前年同期比で減少に転じたものである。

(2) 製造業における死亡者数は13人（前年同期比+7人）から14人（前年同期比+5人）となり、この間1人増加したが、一昨年この間の増加が3人であったことから、前年同期比で増加幅が縮小したものである。

(3) 建設業における死亡者数は、16人（前年同期比+3人）から20人（前年同期比+2人）となり、この間4人増加したが、一昨年この間の増加が5人であったことから、前年同期比で増加幅が縮小したものである。

「死亡災害防止緊急対策」に対する取組状況

1 局署幹部による管内主要企業への取組要請

署長等の幹部が、大阪府内の大規模工場など64事業場を訪問し、年末における自主的な労働災害防止活動の強化についての要請を行った。

2 監督指導等

(1) 製造業172事業場の監督指導等を実施した。

このうち、89事業場(51.7%)について労働安全衛生法令違反があり、是正勧告等の所要の行政指導を行った。

労働安全衛生法令違反の中では、はさまれ・巻き込まれ災害の危険がある、「機械の原動機・回転軸等による危険防止措置」(安全衛生規則第101条)についての違反が最も多く、ついで、「安全装置等の有効保持」(安全衛生規則第28条)についての違反であった。

(2) 建設業260現場(下請も含め409事業場)の監督指導等を実施した。

このうち、173事業場(42.3%)に労働安全衛生法令違反があり、是正勧告等の所要の行政指導を行った。

労働安全衛生法令違反の中では、墜落・転落などの重篤な労働災害が発生する危険性の高い、「足場・作業床等からの墜落転落防止措置(作業床の設置・開口部等の囲い等)」(安全衛生規則第518条、第519条等)についての違反が最も多く、ついで、「元方事業者の講ずべき措置等」(労働安全衛生法第29条)違反であった。

3 安全衛生パトロール

局署において、各地区の労働基準協会、建設業労働災害防止協会、日本クレーン協会、公共工事発注者等とともにパトロールを延べ35回実施した。

4 集団指導

局署において、各地区の労働基準協会、建設業労働災害防止協会、大規模建設協議会、貨物取扱事業者団体、金属製品製造業事業者団体、製造業団体、公共工事発注者等が集合した会議・会合等において延べ70回の集団指導を行い、各団体及び事業者における労働災害防止対策への取組を要請するとともに、災害防止を呼びかけた。

労働安全衛生法

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

労働安全衛生規則

(安全装置等の有効保持)

第二十八条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等(以下「安全装置等」という。)が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行なわなければならない。

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第一百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のもを使用し、又は覆いを設けなければならない。

3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。

4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが九十センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(開口部等の囲い等)*

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。